

# ちよこつと通信

青木厚二郎税理士事務所

R2.9月号

VOL.099

いつもお世話になります。

いつものように当然…という当たり前について最近よく耳にします。

語源は、収穫・漁獲などを共同作業として行った場合の一人当たりの分け前を

「当たり前」といったようです。意味を考えるとその背後にあるものを考えるキッカケとなりました。今月もよろしくお願いいたします。



私たちが感銘を受けた

先人の言葉

自然時間  
忍耐は三天  
名医である

〜イギリスのことわざ〜

よい種をまこう！

心構えというよい種をまきなさい。  
そうすれば態度という収穫物が手に入る。

今度は態度というよい種をまきなさい。  
そうすれば行動という収穫物が手に入る。

さらに行動というよい種をまきなさい。  
そうすれば習慣という収穫物が手に入る。

次は習慣というよい種をまきなさい。  
そうすれば人格という収穫物が手に入る。

実りが近づいたら  
人格というよい種をまきなさい。  
そうすれば運命という収穫物が手に入る。

最後に運命の種をまきなさい。  
そうすればすばらしい人生が手に入る。

～元気手帳②より～

## 今月のいろいろ「掲示板」

### 【マクドナルド杯】

正式には、高円宮賜杯全日本学童軟式野球マクドナルド・トーナメント岐阜県大会といます。県大会に出場するともらえる右のワッペンをつけてプレーすることは学童野球をしている子にとって憧れの一つでもあります。全国大会は中止になりましたが、このような状況下においても大会を開催していただき、ありがたく思います。



# 知っところ！「税務のマメ知識」

## 固定資産税の減免と棚卸資産



新型コロナウイルス感染症の影響で売上高が一定割合減少している中小事業者等への支援措置として、「固定資産税の減免特例」が創設されました。令和3年度課税分の固定資産税に限り、令和2年2月から同年10月までの任意の連続する3か月間の売上高が対前年同期比の減少率50%以上である場合には“免除（減少率30%以上50%未満で2分の1に軽減）”されます。

本特例は、性風俗関連特殊営業を除く全業種が対象となることから、建物等を多数所有する不動産業等に注目されているようです。ただ、販売用建物等の「棚卸資産」は本特例の対象にならないということです。

固定資産税の課税客体（課税対象）は土地、家屋、償却資産とされているが（[地法341](#)、[342](#)）、本特例の対象資産は、その中の事業用家屋と償却資産に限られています（[地法附則61①](#)）。ここでいう事業用家屋は、減価償却費が法人税法上の損金（又は所得税法上の必要経費）に算入されるものでなければなりません。減価償却費を計上することがない棚卸資産は事業用家屋には該当しないことになるということです。

一方、不動産販売業が所有する建物等全てが対象外となるわけではないです。例えば、展示用のモデルハウスなど、長期間所有する目的で「有形固定資産」に計上され、減価償却費を損金経理しているものは対象になるとのことです。

なお、特例を受けるには、認定経営革新等支援機関等に必要書類を提出し、売上高の減少等について確認を受けた上で、令和3年1月31日までに各市町村等に申告する必要があります。

引用；週刊税務通信 3617号

## 事務所あれこれ日記

### 【兒玉さん誕生日】

誕生日のお祝いをしました。いつもニコニコ笑顔の兒玉さん。事務所でもみなさんに向けていると思われる笑顔、そのまんまです！！今年も一緒にお祝いできてうれしいです。（山田）



AOKI LICENSED TAX ACCOUNTANT OFFICE

## 青木厚二郎税理士事務所

〒501-0221

岐阜県瑞穂市只越 1054 番地 2

電話:058-260-4310

FAX:058-260-4311

<http://www.aoki-kaikei.com>

Mail:info@aoki-kaikei.com

